

おおくら第二児童クラブ（おおくら保育園チーム）運営規則

- 1 運営委託 いわき市 こどもみらい部 こども支援課
 - 2 運営受託 社会福祉法人 誠友会 おおくら第二児童クラブ
 - 3 定員 45名程度
 - 4 開設期間 令和5年4月1日から実施し、令和6年3月31日までの1年間として週6日間（月～土）開園する。但し祝祭日、年末年始はこの限りでない。
 - 5 開設時間 平日 10時00分～19時00分
土曜日 7時00分～19時00分
長期休暇（夏・冬・春休み等）7時00分～19時00分
※各小学校の下校時間・振替休日・短縮授業等に対応する。
 - 6 入会 入会申込書並びに児童票等に必要事項を記載して提出する。
なお、途中入会の場合は当月分会費（日割額）となる。
 - 7 退会 退会するときには、退会届に必要事項を記載し、記名押印する。
なお、途中退会の場合は当月分会費を徴収する。
 - 8 保護者負担金
 - (1) 会費 会費として一人10,000円を毎月20日徴収する。
（内訳 会費 9,040円 おやつ代 960円）
但し、同一家庭の二人目からは一人9,000円とする。
（内訳 会費 8,040円 おやつ代 960円）
 - (2) 特別会費 小学校の長期休暇〔春休み期間(1,000円)、夏休み期間(3,000円)、冬休み期間(1,000円)〕を会費に加え特別会費（年6,000円）として徴収する。
 - (3) バス経費 学区外児童クラブ所属の児童にお迎えバスを運行させる。
お迎えバス経費を毎月割3,000円として（年36,000円）徴収する。
（途中入会の場合は当月分3,000円バス経費を（日割額）とする。）
 - (4) 延長保育費 延長保育は別途料金とする。
・7時10分からの特別早朝延長保育（1回ごとに100円）、7時30分からの早朝延長保育（1回ごとに100円）を徴収する。
月ごとの徴収上限（月に13日以上の利用がある場合1,300円を上限とする）を設ける。
・18時以降の延長保育(1回ごとに200円)には月ごとの徴収上限（月に13日以上の利用がある場合2,500円を上限とする）を設ける。
※延長保育の利用がある場合は、各申請書が必要となります。
- | | | | |
|-----------------------------------------|-----------------------------------------|----------------------|------------------------------------------|
| 特別早朝延長保育
7時00分～7時29分 | 早朝延長保育
7時30分～7時59分 | 基本保育
8時00分～17時59分 | 夕方延長保育
18時00分～19時00分 |
| 1回ごとに100円
※月ごとの徴収金額は
1300円を上限とします | 1回ごとに100円
※月ごとの徴収金額は
1300円を上限とします | 基本保育時間 | 1回ごとに200円
※月ごとの徴収金額は
2500円を上限とします。 |
- 9 支援員 支援員 3～5名（入会児童数により変更する）
 - 10 保険の加入 入会者全員が傷害保険に加入する。
 - 11 放課後児童クラブの
利用基準 いわき市放課後児童健全事業（放課後児童クラブ）の利用基準をもとに
確認する。
 - 12 その他 年2回（4月、9月）保護者等（児童と同居する父母及び祖父母）の就労証明等の
提出を受ける。